

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月

私の妻が、私の年金記録を市役所で確認したところ、申立期間が未加入であったため、申立期間の資格取得手続を行った。妻は、市職員から「今ならまだ保険料を払える。」と言われたことから、遡って納付したと話している。申立期間が未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が、申立人の申立期間に係る国民年金被保険者資格を遡って取得する届出を行い、同期間の国民年金保険料も、その妻が納付したと述べているところ、申立人の年金手帳から、申立人は平成8年1月25日に申立期間の被保険者資格を遡って取得したことが確認できる上、オンライン記録から、同年3月4日に申立期間に係る過年度納付書が作成されたことも確認できる。

また、申立人の妻は、自身の国民年金の記録確認のため、市役所に赴いた際に併せて申立人の申立期間に係る手続を行ったとしているところ、その妻の年金手帳から、その妻も、申立人の申立期間に係る被保険者資格取得の届出日と同日である平成8年1月25日に、自身の過去の期間について、国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を行ったことが確認できる上、同手続の結果、発生した未納保険料について、同年3月に過年度納付したことがオンライン記録から確認できることから、申立人の妻が自身の保険料を納付しながら、同時期に納付が求められていた申立人の申立期間に係る保険料を納付しなかったとされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月から 51 年 3 月まで

私は、20 歳前に職場の組合が主催した国民年金制度についての講座を受講して年金の仕組みを学び、その大切さを自覚したため、20 歳到達に伴い、自身で市役所へ赴き加入手続を行った。保険料は、市役所から送付されてきた納付書に現金を添え職場近くの金融機関で定期的に納付しており、納付が遅れた場合も、市役所から督促があった期間の保険料は、市役所内にある金融機関で納付していたと記憶しているので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 1 月 7 日に払い出されたものであり、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、この頃初めて行われた加入手続により、申立人は 20 歳到達時まで遡って被保険者資格を取得したものと推認できる。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料は、市が発行する納付書を用いて金融機関で納付していたと述べているところ、申立期間のうち、上記加入手続が行われた当該年度（昭和 50 年度）の保険料については、加入手続後に市役所から納付書が発行されていたものと考えられる上、申立人の主張する方法により納付することも可能であった。

さらに、申立人の申立期間後の国民年金加入期間に保険料の未納は無い上、昭和 52 年 5 月の婚姻に伴い国民年金への加入が任意となった後も被保険者資格の種別変更手続を行い、継続して保険料を納付していたことが確認できることから、申立人の加入手続以後の国民年金に対する関心及び保険料納付の

意識は高かったものと考えられ、申立期間のうち 50 年 4 月から 51 年 3 月までの期間に係る保険料については納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立人は、上記加入手続が行われるまでは、国民年金に未加入であったことになり、保険料の納付を求められることは無かったと考えられる。

また、上記加入手続時期を基準とすると、申立期間の大半（昭和 48 年 9 月以前）は既に時効のため、遡って保険料を納付することもできなかつたと考えられる上、昭和 48 年 10 月から 50 年 3 月までの期間は時効前であり、遡って保険料を納付することは可能であったが、同期間は過年度となり、現年度保険料のみ扱う市役所では過年度保険料を収納することはできず、同市役所では過年度納付書の発行も行っていなかった。さらに、申立人は保険料の納付金額についても覚えは無いとしていることから、同期間に係る保険料を過年度納付したことまでは推認し難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から同 51 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

静岡厚生年金 事案 1895

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 1 月 1 日から 12 年 1 月 26 日まで

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が遡って 30 万円に引き下げられていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、59 万円と記録されていたところ、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 12 年 1 月 26 日）の後の平成 12 年 2 月 8 日付けで、11 年 10 月 1 日の定時決定が取り消され、同年 1 月 1 日に遡って 30 万円に減額されていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本では、申立人は、申立期間当時、取締役であったことが確認できるものの、複数の同僚は、「申立人はB業務等を担当し、社会保険事務には関与していなかった。」と証言していることから、申立人は、社会保険事務について権限を有しておらず、標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 59 万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成12年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年2月29日から同年3月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得たが、A事業所の給与支払明細書から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人が所持する給与支払明細書及びB事業所（A事業所を合併）の回答から判断すると、申立人は、A事業所に平成12年2月29日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書で確認できる平成12年2月分の厚生年金保険料控除額から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成12年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年2月29日と誤って記録することは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡厚生年金 事案 1897

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格喪失日に係る記録を昭和49年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年8月31日から同年9月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答を得た。申立期間当時、A事業所B工場から同事業所本社に異動したと記憶しているが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、C事業所（A事業所が名称変更）から提出された発令情報及び事務担当者の証言等により、申立人は、A事業所に継続して勤務し（昭和49年9月1日にA事業所B工場から同事業所本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、D健康保険組合の加入記録及び申立人に係るA事業所B工場の昭和49年7月のオンライン記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和49年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険

料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、事後訂正の結果 61 万円とされているところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 57 万 7,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（61 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、61 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（57 万 7,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 3 日

A事業所から、申立期間の賞与額を訂正する届出を年金事務所に提出したものの、保険料の徴収権の時効の起算日より 2 年以上経過しており、保険料を徴収できないため、訂正後の標準賞与額は年金額に反映されないとの説明を受けた。支給台帳において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料額に見合った標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準賞与額は、当初 57 万 7,000 円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 22 年 11 月 9 日に事業主の届出により 61 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（61 万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（57 万 7,000 円）となっている。

しかし、申立人に係る支給台帳から、申立期間に 61 万 100 円の賞与額が支

給され、標準賞与額 61 万円に見合う厚生年金保険料が賞与より控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額については、61 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、申立期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 1 日から 35 年 8 月 16 日まで
② 昭和 35 年 8 月 20 日から 37 年 7 月 14 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答を得た。私は受け取った記憶が無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年後の昭和39年7月28日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のみであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和38年5月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立期間②に係る事業所の全被保険者30人のうち、脱退手当金の支給記録がある者は申立人を含めて7人であるところ、申立人以外の6人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿又は同被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がある一方、申立人には「脱」表示が無いことを踏まえると、申立人に脱退手当金が支給されていたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 6 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 6 月から 55 年 3 月まで

短大を卒業し家業の手伝いをしていた時に、役場から国民年金保険料の未納通知が来て、父親が役場でまとめて保険料を納付してくれた。それ以降、私が婚姻するまで、父親は私と妹の保険料を納付してくれていたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の父親は既に他界しているため、当時の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年 6 月 23 日に払い出されており、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人は、この頃初めて加入手続を行い、短期大学卒業後の 52 年 4 月 1 日に遡って被保険者資格を取得したものと推認できる。このため、加入手続を行うまで、申立人は国民年金に未加入であったことになり、申立期間当時、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間のうち昭和 52 年 3 月まで学生であったとしていることから、同年同月以前の期間に係る国民年金への加入は任意であり、制度上、任意加入の対象となる期間について遡って被保険者資格を取得することはできず、申立人が所持する年金手帳及び申立人が居住した町の被保険者名簿共に、申立人の新規被保険者資格取得日は短期大学卒業後の同年 4 月 1 日とされ、申立期間は加入手続後も未加入期間とされている。

加えて、申立人は、申立人の父親が申立期間に係る保険料を遡って納付したと述べているところ、上記加入手続当時は第 3 回特例納付実施期間（昭和

53年7月から55年6月まで)であったことから、特例納付と過年度納付とを併用することにより、申立期間のうち、申立人が被保険者資格を取得したとされる昭和52年4月以降の期間については遡って保険料を納付することが可能であったほか、加入手続時点で時効前であった53年4月以降の期間については過年度納付することも可能ではあったが、申立人の父親が遡って保険料を納付したとする期間や金額に係る申立人の主張も漠然としており、申立人の父親が申立期間について特例納付や過年度納付を行ったことが推認できるまでの事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間当時居住した町の被保険者名簿でも、申立期間に係る保険料が納付されたことはいかかえず、オンライン記録との齟齬も無い上、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 6 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 6 月から 53 年 3 月まで
私は 20 歳の時に国民年金の加入手続をして、その後、継続して保険料を納付しているので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が所持する年金手帳に 20 歳の誕生日の前日が国民年金被保険者資格の取得日として記載されていることから、この頃、国民年金加入手続を行ったと述べているが、申立人は、その国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の加入状況等から、昭和 54 年 2 月頃に初めて加入手続を行い、20 歳到達時まで遡って被保険者資格を取得したものと推認できる。このため、加入手続を行うまで、申立人は国民年金に未加入であったことになり、申立期間当時、申立人は国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人が所持する年金手帳に記載のある住所は、申立人が 20 歳の頃ではなく、昭和 54 年 2 月以降に居住した住所地であり、上記のとおり、申立人の加入手続の時期が同年同月頃行われたものと推認できることとも矛盾しない。

さらに、上記加入手続時点で、申立期間は時効前であり、遡って保険料を納付することが可能ではあったが、申立人の主張から、申立期間の保険料を遡って納付したことはうかがえない。

加えて、申立人が現在居住する市の電算記録でも申立期間の保険料は未納とされており、オンライン記録との齟齬^{そご}は無い上、申立期間の保険料を納付

していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 12 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 12 月から 55 年 3 月まで
昭和 52 年 4 月頃、姉に国民年金保険料の滞納通知が届き、20 歳であれば学生であっても保険料の納付が必要だと父親が認識したので、父親は、姉の滞納分をまとめて納付し、私についても 20 歳の誕生月から保険料を支払ってくれていたはずなので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の父親は既に他界しているため、当時の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が平成 3 年 1 月に国民年金第 3 号被保険者となった際に払い出されたものであり、申立人に対して別の同手帳記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立期間当時に申立人に係る国民年金加入手続が行われていたものとみることはできず、保険料を納付することもできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、厚生年金保険に加入した時に発行された年金手帳以外に別の同手帳を所持しておらず、その父親から申立期間当時の同手帳を受け取ったとの記憶も明確には無い上、申立人が申立期間当時、住民票を置いていた町（当時）にも、申立人に係る被保険者名簿は見当たらず、申立期間が未加入期間とされているオンライン記録との矛盾も無い。

加えて、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 5 月及び同年 6 月

私は、申立期間については、次の就職先が決まっていたので、厚生年金保険から国民年金への切替えに伴う手続を何も行っていなかったところ、申立期間前に勤務していた会社を退職後しばらくして、国民年金保険料の請求書が届いた。次の就職先で厚生年金保険に入るのだからと思い、保険料を納付せずにはいたが、督促状が届き、申立期間の保険料を払った記憶があるので、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録上、申立人は申立期間について国民年金に未加入とされているところ、申立人自身も申立期間に係る国民年金の加入手続を行っていないと述べていることから、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付を求められたとは推認し難い。

また、申立人の所持する年金手帳にも、申立人が申立期間に係る被保険者資格を有していたことを示す記載は無い上、市の電算記録でも申立期間は未加入期間とされており、オンライン記録との齟齬も無い。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1900

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月頃から同年 7 月 29 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。
A事業所には確かに勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A事業所の元経理事務担当者は、「厚生年金保険、健康保険及び雇用保険は同時に加入手続をしていた。」と証言しているところ、申立人のA事業所における雇用保険の加入記録は確認できない。

また、上述の担当者は、「申立期間当時は休んでいたため、事業主が事務手続きを行っていた。」と回答しているが、A事業所は既に閉鎖され、事業主は亡くなっているため、申立期間当時の厚生年金保険の適用及び保険料控除について確認することはできなかった。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和 54 年 5 月 1 日から、A事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和 55 年 7 月 29 日）までに厚生年金保険被保険者資格を取得した者の記録を確認したところ、この間に欠番は無く、申立人の氏名も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1901

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月 29 日から 58 年 1 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。昭和 57 年 12 月まで勤務し、給与明細書によれば、同年同月の厚生年金保険料を控除されていることから、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書は、年度の記載は無いが3月から12月までの10か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、申立人は、昭和 57 年 12 月 31 日までA事業所に在籍していたと主張しているところ、オンライン記録によれば、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同年 12 月 29 日であることが確認でき、当該記録は、申立人の雇用保険の被保険者記録、及び申立人から提出された給与明細書の給与計算期間の終期と合致している。

また、A事業所の申立期間当時の事務担当者は、「年末は、例年 12 月 28 日頃まで勤務し、休暇に入っていたことから、12 月 29 日に資格喪失していることは自然である。」と回答しており、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、当該事業所は、申立人の被保険者資格喪失日を昭和 57 年 12 月 29 日とするオンライン記録どおりの届出を行ったことが確認できる。

さらに、A事業所で、各月の末日の数日前又は月の途中で被保険者資格を喪失している者が複数見受けられる上、B事業所（A事業所が名称変更）は、「申立人の被保険者資格喪失日は、厚生年金保険料の控除の有無にかかわらず、被保険者資格喪失確認通知書どおり、昭和 57 年 12 月 29 日である。」と回答している。

加えて、オンライン記録によれば、申立人は、昭和 57 年 12 月分の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

なお、厚生年金保険法第 19 条第 1 項により、被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入するとされ、同法第 14 条第 2 号により、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、昭和 57 年 12 月 29 日であり、申立人の主張する同年 12 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

このほか、申立人が申立期間も A 事業所に在籍していたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において A 事業所に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1902

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②、③及び④について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年4月20日から20年8月31日まで
(A事業所)
② 昭和20年9月から22年10月まで
(B事業所)
③ 昭和23年4月から24年10月1日まで
(C事業所)
④ 昭和25年3月30日から同年10月まで
(C事業所)

社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間①については、脱退手当金が支給済みであるとの回答を得たが、自分は脱退手当金を受け取った記憶は無く、申立期間②、③及び④については、厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答を得たが、勤務していたことは確かであるので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、i) 申立人が受給したとされる脱退手当金の支給対象となった厚生年金保険被保険者期間と同じ月数、ii) オンライン記録と同じ脱退手当金の支給決定日、iii) 当該脱退手当金の支給根拠となる該当条文等の具体的な記載があるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間①に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、

申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 20 年 8 月 31 日の前後 2 年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす 44 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、33 人に支給記録があり、支給決定日が申立人の記録と同日の者が複数確認できることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、「D事業所の敷地内にあったB事業所に終戦後すぐに勤務した。」と述べているところ、オンライン記録及び事業所名簿において、申立人が勤務していたと記憶する所在地にB事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認ができず、当該所在地を管轄する法務局でも、同事業所の商業登記の記録は確認ができない。

また、B事業所があったとされる所在地と同じ場所にあるE事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該事業所の新規適用日である昭和 22 年 10 月 20 日から 24 年 2 月 1 日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立人はB事業所の事業主及び同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の当該事業所における厚生年金保険の適用、厚生年金保険料控除の状況を確認できる資料及び証言を得ることができない。

申立期間③及び④について、申立人は、「C事業所には、昭和 23 年 4 月頃から 25 年 10 月頃まで勤務した。」と述べており、複数の同僚の証言から、勤務期間を特定することはできないものの、申立人がC事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、C事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、当該事業所は、昭和 23 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、25 年 5 月 30 日に適用事業所でなくなっていることが確認できる。

また、申立人は、「会社はF町にあり、会社の統制解除と同時に辞めた。」と述べているところ、商業登記簿謄本において、C事業所は、昭和 24 年 5 月 18 日にG町からF町に移転し、25 年 3 月 31 日に解散していることが確認できる。

さらに、C事業所で昭和 23 年 9 月 1 日から 25 年 5 月 16 日まで厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、統制解除後も引き続き勤務したとする同僚は、「申立人は自分より後に入社し、会社がF町にあったときに一緒だった。統制解除後は、申立人はいなかったと思う。」と証言している。

加えて、C事業所の事業主及び社会保険事務担当者とされる者とは連絡が取れず、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料控除の状況を確認できる資料及び証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間②、③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1903 (事案 1311 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月 16 日から同年 8 月 27 日まで
② 昭和 43 年 8 月 17 日から 46 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 46 年 3 月 9 日から同年 5 月 16 日まで

申立期間について、脱退手当金を受給していないとして申立てを行い、記録訂正を認めることはできないとの通知を受けたが、私が脱退手当金を請求した事実は無く、受給していないので、改めて申立てを行いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間③に係る事業所の申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 46 年 7 月 23 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないこと、ii) 申立人は、申立期間③に係る事業所を退職後、昭和 53 年 1 月まで国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 10 月 8 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、脱退手当金を受給した記憶が無いので納得がいかないとして、再申立てをしているが、申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書が現存しており、脱退手当金裁定伺が作成されているなど適正に裁定手続を行っていることが確認でき、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1904

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 6 月 8 日から 44 年 12 月 1 日まで
② 昭和 44 年 12 月 1 日から同年 12 月 21 日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。私は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①及び②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和45年4月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1905

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月1日から42年3月7日まで
年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の氏名の訂正処理は、事業所を退職した後の昭和42年10月に行われており、申立期間の脱退手当金は同年10月9日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名訂正が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1906

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年9月30日から28年8月10日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないと回答を得た。しかし、A事業所には3年以上勤務していたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和26年6月25日から29年12月31日まで、A事業所に継続勤務していたと思う。」と主張している。

しかし、申立期間当時においてA事業所の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる、申立人が同僚と挙げた者を含む複数の者に照会したが、申立人の勤務期間及び退職日を確認することはできなかった。

また、A事業所の担当者は、「当社は、社会保険の手続は適正に対処しており、申立人に関しても適正に対処したものと考えます。」と回答している。

さらに、申立人は、実弟よりも遅くまでA事業所に勤務していたとしているが、実弟が申立事業所を退職したとき、申立人は、B事業所で厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1907

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月26日から44年9月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A事業所で昭和42年12月26日に被保険者資格を喪失した旨の回答を得たが、もう少し長く勤務していた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A事業所で自分と同様の業務に従事し、一緒に退職したとする申立人の配偶者も、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、昭和42年12月26日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、健康保険被保険者証が返却されたことを意味する「証返」の印が押されている上、申立期間当時、被保険者となっていた者は、昭和43年10月の定時決定による標準報酬月額が記載されているところ、申立人には当該記載が無いことが確認できる。

さらに、オンライン記録において、申立人は、申立期間のうち、昭和43年2月から44年8月まで国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は死亡していることから、申立人の保険料控除の状況を確認できる資料を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1908

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 12 月 6 日から 36 年 8 月 13 日まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会を行ったところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実は無いとの回答を得た。A事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA事業所に勤務していたとして、当該事業所に入社した経緯及び業務内容について詳細に証言している。

しかし、オンライン記録から、申立期間当時にA事業所で厚生年金保険の被保険者であった複数の元従業員に聴取したものの、申立人を記憶する者はおらず、申立人の勤務期間を特定することができなかった。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 27 年 7 月 1 日から当該事業所が適用事業所でなくなった日（昭和 36 年 6 月 1 日）までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、A事業所の元事業主は亡くなっているため、申立期間当時の現場責任者に照会したところ、「臨時で雇用した者は厚生年金保険の加入手続はしておらず、保険料の控除はしない。」との回答を得た。

加えて、オンライン記録から、申立人は、申立期間のうち、国民年金保険料の徴収が開始された昭和 36 年 4 月から同年 7 月までの期間は、国民年金の保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1909

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年10月から36年3月まで
② 昭和47年7月1日から48年11月まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。しかし、A事業所及びB事業所に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が提出した写真により、勤務期間は特定できないものの、申立人がC職としてA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A事業所は、昭和36年1月5日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①のうち同日より前の期間については、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、A事業所の元人事責任者は、「A事業所は従業員の出入りが激しかった。C職もD市内の同種事業所を転々とする者が多く、就労時間が短かったことから厚生年金保険に加入していなかった。A事業所が厚生年金保険の適用事業所になった昭和36年当時も同様であったと思う。」と証言している。

さらに、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和36年1月5日から同年4月10日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、「B事業所があったE町の同種事業所に勤務するC職の集まりであるF協会が昭和47年7月1日に発足し、自分が同協会の会長に就任したので、当時、B事業所で勤務していたのは確かである。」と主張している。

しかし、B事業所は、昭和48年4月2日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②のうち同日より前の期間については、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、B事業所の元事業主は、「申立人はC職であり、歩合制の従業員であった。申立人は、B事業所が厚生年金保険の適用事業所になった昭和48年4月頃には退職しており、在職期間は1年足らずであった。」と証言している。

さらに、B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、同事業所の新規適用年月日である昭和48年4月2日から49年7月1日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない上、B事業所における申立人に係る雇用保険の加入記録も確認できない。

加えて、オンライン記録によると、申立人は申立期間②において国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。